

西脇市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画
【令和8（2026）年度～令和11（2029）年度】

令和8年4月

西脇市教育委員会

西脇市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身ともに健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進します。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条の規定に基づき本計画を策定するものです。

(2) 本市の現状

西脇市では、教職員の勤務時間の適正化を目指し、これまでから、校務支援システムの導入や部活動指導員の配置、留守番電話の設置等、様々な取組を進めてきました。

令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを发出し、保護者の皆様にも理解を求めてきたところです。

こうした取組の結果、令和6年度の小中学校における教職員の時間外在校等時間及び年次休暇の取得状況は、次のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

項目	小学校	中学校
1箇月時間外在校等時間 80時間超	11.4%	39.3%
1箇月時間外在校等時間 45時間超	51.7%	79.8%
年間時間外在校等時間 360時間超 (月平均30時間超)	49.7%	75.0%

※令和6年度において、ひと月でも月80時間又は45時間を超えたことがある教職員の割合

【年次休暇を年間10日以上取得する小中学校合わせた教職員の割合】

令和4年度	令和5年度	令和6年度
42.8%	58.6%	50.5%

2 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間とします。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が「子どもたちと向き合う時間」や「授業の質を高める時間」を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とします。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1年間時間外在校等時間：360時間以下

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備します。

- ・ 年次休暇を年間10日以上取得する教職員の割合：100%
- ・ ストレスチェックにおける健康リスク値（総合）120以上¹の学校数：0校 【R6（2024）実績：0校】

4 これまでの主な取組

(1) 西脇市のこれまでの「働き方改革」の取組

- ・ 学校教育活動支援員の配置（平成26年度～）
- ・ 校務支援システム（成績・出欠・保健管理）の導入（平成28年度～）
- ・ 部活動指導員の配置（平成30年度～）
- ・ 学校閉庁日の導入（8月13日～15日の3日間）（平成30年度～）

¹「健康リスク値（総合）」は、公立学校共済組合のストレスチェック結果をもとに産出される指数で、全国平均を100とした相対値。120以上は、全国平均と比べてストレス負荷が高く、健康への影響が懸念される状態を示す。

- ・留守番電話の設置（平日夜間や休日の対応は市教委で対応）
（令和3年度～）
- ・スクール・サポート・スタッフの配置（1校につき1人）
（令和3年度～）
- ・保護者配布物及び出欠連絡の電子化（保護者連絡ツールの活用）
（令和4年度～）
- ・各種アンケートの電子化（Formsの活用）（令和5年度～）
- ・不登校児童生徒支援員の配置（令和6年度～）
- ・定時退勤日、定時退勤日以外の消灯・最終退勤時刻の見直し
（令和7年度）

項目	小学校	中学校
定時退勤日	週1回設定（17:15消灯・施錠）	
通常日の最終下校（1学期）	19:00	20:00
通常日の最終下校（2学期前半）	18:30	19:30
通常日の最終下校 （2学期後半～3学期）	18:00	19:00
留守番電話への切替	17:30	生徒下校1時間後

(2) 全県で学校の「働き方改革」を推進

- ・兵庫県教育長及び県内市町教育長『共同メッセージ』発出
（令和7年度）

5 実施する業務量管理・健康確保措置

本計画の趣旨を踏まえ、その目標を達成するために、8つの戦略的な柱を立て、多角的かつ統合的なアプローチで改革を推進します。



(1) 業務量の削減・業務の効率化

- ・校務支援システム（勤怠・文書管理）の活用
- ・5S活動の推進と執務環境の整備
- ・ハラスメント防止と相談体制の充実

教職員が本来の専門業務である教育活動に最大限集中できる環境を物理的・制度的に整備します。

ア 校務支援システム（勤怠・文書管理）の導入を図り、事務処理の効率化を推進します。

イ 勤務実態の継続的な調査・把握を行い、データに基づいた改善策を講じるとともに、計画的な休暇取得を奨励します。

- ウ 学校に係る会議の効率化・オンライン化を推進し、会議時間の短縮と生産性の向上を実現します。
- エ 学校事務の共同実施を推進し、専門性を集約することで負担を軽減します。
- オ 学校徴収金会計業務の適正化を進め、業務プロセスの標準化と簡素化を図ります。
- カ 共有フォルダや教材・備品等の整理・整頓を進めるとともに、5 S 活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ））を推進し、執務環境の整備を図ります。
- キ ハラスメント防止指針の周知・徹底と研修・相談体制の充実により、ハラスメントのない職場環境づくりを推進します。



(2) チーム学校の推進

- ・多様な専門スタッフの配置
- ・学校支援ボランティアの活用
- ・業務改善プロジェクトの推進

教職員一人ひとりが抱える業務を、多様な専門性を持つスタッフや地域人材と連携・分担する「チーム学校」体制を構築し、組織全体で教育活動を支えます。

ア 多様な人的配置・支援を充実させます。

※スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校教育活動支援員、特別支援教育支援員、部活動地域指導者、ICT支援員、スクール・サポート・スタッフ、不登校児童生徒支援員 等

イ 学校支援ボランティア人材バンクを積極的に活用し、登録者数と活動内容を拡充します。

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」を各小中学校に設置し、業務改善の提案・推進を図ります。



(3) 学校運営体制の強化

- ・コミュニティ・スクールの拡大
- ・専門家・地域人材の活用
- ・教育課程の改善と行事の精査

学校が社会に開かれ、地域とともに子どもたちを育むという視点から、学校運営の在り方を見直し、持続可能な体制を構築します。

ア コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

を拡大し、保護者・地域住民が学校運営に参画する仕組みを強化します。

イ 登下校の見守り隊など、地域と連携した協力体制を強化します。

ウ 県が配置する専門家（スクールロイヤー等）を積極的に活用し、複雑化する教育課題に迅速かつ的確に対応します。

エ 図書室運営や環境整備、授業支援など、学校運営を直接支援するボランティア活動を拡充します。

オ 学校統合を見据え、子どもたちの健やかな成長と教職員の勤務環境の双方に配慮した教育課程の編成・実施や学校行事・地域行事への参画についての精査・工夫・改善を継続的に行います。

 (4) 教育DXの推進	・校務DXの推進 ・GIGA環境の活用 ・生成AIの校務活用
---	--------------------------------------

デジタルトランスフォーメーション(DX)は、校務の効率化と教育の質の向上を両立させる強力なエンジンとも言われます。その実現に向けて、ICTをはじめとする先進技術を積極的に導入します。

ア 校務DXを推進し、各種調査や連絡調整など、従来アナログで行われてきた事務作業をデジタル化することにより効率化を図ります。

イ リーディングDXスクール事業²における指定校の研究成果を生かして、GIGA環境の活用を図り、授業準備業務の縮減を図ります。

ウ 生成AIパイロット校事業³（校務利用）としての研究成果を生かして、生成AIの校務活用を図り、その成果を市内全

² 「リーディングDXスクール事業」：文部科学省が推進する、1人1台端末とクラウド環境を最大限に活用して「令和の日本型学校教育」のモデルケースを創出・全国展開する事業（西脇市は令和5年度黒田庄中校区、令和6年度西脇中校区、令和7年度西脇南中校区の小中学校が指定校に採択された。）

³ 「生成AIパイロット校事業」：文部科学省が推進する、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するためのモデル事例創出・全国普及事業（西脇市は令和7年度西脇中学校が指定校に採択された。）

校へ展開します。



(5) 学校・家庭・地域の協働

- ・定時退勤日・ノー会議デー・ノー部活デーの実施
- ・校内会議・学校行事等の精査、運営方法の見直し
- ・学校のニーズと地域の力を繋ぐ活動を推進

子どもたちの健やかな学びと育ちは、学校だけで完結するものではなく、家庭や地域全体で支えるという共通認識のもと、三者の連携を深化させます。

ア 学校における共通実践

- ・始業前、終業後の留守番電話による対応（音声案内）
- ・教職員の勤務時間内における相談・連絡対応のしくみ構築
- ・「定時退勤日」・「ノー会議デー」・「ノー部活デー」の実施
- ・校内会議・学校行事等の精査、運営方法の見直し
- ・校務D Xの推進（配布物・アンケートのデジタル化、保護者連絡ツールの活用）
- ・中学校の部活動地域展開の推進

イ 地域学校協働本部事業の活性化を図り、地域コーディネーターを中心に、学校のニーズと地域の力をつなぐ活動を推進します。



(6) 市・教育委員会・学校の協働

- ・働き方改革進捗状況の公表と改善
- ・学校と教育委員会が改善策や対応策を共同で検討・実施
- ・行事等の精査、参加方法等の改善

改革の実効性を高めるためには、市及び教育委員会と学校現場が一体となった推進体制が不可欠です。三者が緊密に連携し、共通の課題解決に取り組みます。

ア 本計画の進捗状況を公表し、総合教育会議や定例教育委員会において協議を行い、改善を図ります。


イ 学校と行政の双方に効果をもたらす改善策や対応策を共同で検討・実施します。

- ・会議・研修の精査、開催時間・運営方法の工夫
- ・会議や研修のペーパーレス化・オンライン化
- ・発出文書の精査
- ・校務D X推進に係る支援（校務支援システム・デジタル採点

システムの導入等)

- ・中学校の部活動地域展開の推進
- ・小中学校における時間外在校等時間の実態把握・改善に向けた支援

ウ 教育委員会から学校へ依頼する行事等の精査、参加方法等の改善を行います。

	(7) 部活動地域展開の推進	<ul style="list-style-type: none">・休日や活動時間の多様化を促進・地域展開するための受入団体や指導者の確保・地域クラブのサポーターや指導者の育成
---	-----------------------	---

教職員の負担軽減と、生徒が将来にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境構築を目指し、部活動の在り方を抜本的に見直し、地域リソースを活用した新たな形へ移行します。

ア 地域展開移行期間において、朝練習の廃止や平日の部活動活動回数の削減など、休日や活動時間の多様化を促進します。

イ 休日及び平日の部活動を地域で展開するための受入団体や指導者の確保に努めます。

ウ 地域クラブのサポーターや、指導者の後継者育成を目的とした人材バンクを整備し、公募を通じて地域指導者を確保します。

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
平日	学校部活動 地域の活動	中3最後の大会等 学校部活動※2 地域の活動	中3最後の大会等 地域の活動
休日 ※1	学校部活動 地域の活動	地域の活動	学校部活動終了※3

※1 土日祝日等の休日（夏休み等の長期休業期間中の平日は「平日」扱い）

※2 種目により環境が整った場合、早期に地域の活動に移行し、学校部活動を終了する場合がある。

※3 令和10年度の中学3年生の最後の大会や発表会等が終われば、平日の学校部活動もなくなる。



(8) 健康の保持増進

- ・年次休暇取得の勧奨
- ・勤務実態の把握とストレスチェックの実施
- ・医師による面接指導の勧奨

教員のワーク・ライフ・バランスを重視するとともに、心の健康づくりを推進します。

ア 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、積極的に年次休暇取得を勧奨します。

イ 1箇月時間外在校等時間が月80時間超の教職員への医師による面接指導を勧奨します。

ウ ストレスチェックの実施及び高ストレス該当者への医師による面接指導を勧奨します。

6 今後のフォローアップ

- (1) 総合教育会議や定例教育委員会において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を年1回以上報告します。
- (2) 共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に発信し、理解促進と周知徹底を図ります。
- (3) 時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、教育委員会が個別の支援・指導を実施します。